山口県公文書管理委員会規則

山口県規則第七号

第一条

この規則は、

山口県公文書等管理条例

(令和五年山口県条例第一号) 第三十三

)の組

織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

条第五項の規定に基づき、山口県公文書管理委員会(以下「委員会」という。

山

Щ

令和五年三月十四日

山口県知事

村 圌

嗣

政

口県公文書管理委員会規則をここに公布する。

П

○県議会規則

山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則(農林水産政策課)………………三

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)………………

目

次

3 月14日 (火曜日)

年

(会長) とする。

令和 5

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

2 委員は、再任されることができる。 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。 第三条
委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

が、その職務を代理する。 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、 会長があらかじめ指名する委員

3

第四条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。 会議の議長は、会長をもって充てる。

る委員)及び二人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。 会議は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

3

ころによる。 会議の議事は、 出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決すると

(部会)

4

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

部会に属すべき委員は、会長が指名する。

部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める

3

部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから

部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、 開くことができな

6

ができる。 委員会は、 その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすること

前条(第三項を除く。)の規定は、 部会の会議に準用する。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、 総務部学事文書課において処理する。

(その他

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委 員会に諮って定める。

附

則

七

報

る。

Ш

口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

この規則は、公布の日から施行する。

令和五年三月十四日

山 口県知事 村 岡 嗣

山口県規則第八号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する Ш 口県の事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成十二年山口県規則第二十七号)

イ」に改め、同条第二号中「第二条第一項第二号ロ」を「第五条第一項第二号ロ」に改 め、同条第一号中「旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号」を「旅券法施行規則 (令和四年外務省令第十号」に、「第二条第一項第二号イ」を「第五条第一項第二号 第一条の二(見出しを含む。)中 同条第三号を次のように改める。 「別表第一号の七へ」を「別表第一号の七リ」に改

三 省令第五条第四項の規定による認定をし、 求めること。 及び同項の規定により提示又は提出を

用する場合を含む。)」を削り、同条に次の二号を加える。 を「第七条第二項の」に、「求める」を「受ける」に改め、 おいて準用する場合を含む。)」を削り、同条第五号中「第三条第二項の規定による」 一条の二第四号中「第三条第一項」を「第七条第一項」に改め、 「(同条第五項において準 (同条第五項に

山

は提出を求めること(省令第十七条第四項において準用する場合を含む。)。 省令第七条第五項後段の規定による確認をし、及び同項後段の規定により提示又

省令第十七条第二項の規定による確認をし、及び同項の規定により提示又は提出

第九条第一号中「宅地造成等規制法施行細則」を「宅地造成等規制法施行細則の一部 を求めること

則に、 を改正する規則(令和五年山口県規則第六号)による改正前の宅地造成等規制法施行細 から第四号までの規定中「規則」を「旧規則」に改める。 「規則」」を「旧規則」」に、 「(規則」を「(旧規則」に改め、 同条第二号

三号の四ノ、第三十三号の五ノ」に改める。 号の五ノ、第三十三号の六ノ」を「別表第三十三号の二ノ、第三十三号の三ケ、第三十 第十条(見出しを含む。)中「別表第三十三号の三ノ、第三十三号の四ケ、 第三十三

> 地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五項」に改め、「、同法第十二条第一項の規定による申請」を削り、同項第十五号中「宅 による改正前の宅地造成等規制法」に改める。 号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法 条第五項第八号中「及び第十二条第三項」を削り、 第十一条第一項中「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改め、 「第八条第二項」を「第八条第三

政

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 当該各号に定める日から施行する。

- 第十一条第一項の改正規定 公布の日
- 第九条、第十条及び第十一条第五項第十五号の改正規定 令和五年五月二十六日

規則の一部を改正する規則をここに公布する。 指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例施行

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第九号

施行規則の一部を改正する規則指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

規則(平成二十四年山口県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行

第三条に次の一項を加える。

8 う。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定 一項に規定する家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所をい 児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障 保育に併せて従事させることができる がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等 (法第二十四条第 これら児童への

(自動車を運行する場合の所在の確認) 第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える

第十一条の二 の活動及び取組のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するとき 指定児童発達支援事業者は、障害児の当該指定児童発達支援事業所外で

報

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。は、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握すること

の一項を加える。 条中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次条中第六項を第七項中「第三項(」を「第四項(」に改め、同項を同条第八項とし、同第五十七条及び第五十八条中「第十号」の下に「、第十一条の二第二項」を加える。

第六十五条第二項中「第六十三条第三項」を「第六十三条第四項」に改める。

附則

(施行期日)

山

(経過措置)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 指定障害児通所支援事業者(居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援事業を 1 指定障害児通所支援事業者(居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援の事業を 2 指定障害児通所支援事業者(居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援の事業を 2 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 2 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 5。)を備えることにつき困難な事情があるときは、この規則の施行の日から令和六 5。)を備えることにつき困難な事情があるときは、この規則の施行の日から令和六 5。)を備えることにつき困難な事情があるときは、この規則の施行の日から令和六 5。)を作えることにつき困難な事情があるときは、この規則の施行の日から令和六 5。)を作えることにつき困難な事情があるときは、この規則の施行の日から令和 5。 2 指定障害児通所支援の事業を 2 指定障害児通所支援事業者(居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援の事業を 2 指定障害児通所支援事業者(居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援の事業を 2 指定障害児の所在の確認を行わなければな 2 指定障害児通所支援の事業を 3 によい。 2 によいでは、 3 によいでは、 4 によいでは

部を改正する規則をここに公布する。 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一

令和五年三月十四日

] -[]

山口県知事

村

岡

嗣

政

山口県規則第十号

の一部を改正する規則指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

成二十四年山口県規則第八十号)の一部を次のように改正する。 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

ができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。 は、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することでの活動及び取組のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するとき第九条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の当該指定福祉型障害児入所施設外

第五十条及び第五十一条第二項中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十一号

山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則

うに改正する。 山口県農林総合技術センター規則(平成十九年山口県規則第三十三号)の一部を次のよ

口県農林総合技術センター施設使用許可事項変更許可申請書」に改める。に改め、同条第二項中「山口県農林総合技術センター許可事項変更許可申請書」を「山技術センター使用許可申請書」を「山口県農林総合技術センター施設使用許可申請書」(第四条の見出し中「使用」を「施設の使用」に改め、同条第一項中「山口県農林総合

第五条の見出し中「使用」を「施設の使用」に改め、同条中「山口県農林総合技術セ

田」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

県農林総合技術センター施設使用許可事項変更許可申請書」以、

「使用」を「施設の使

別記第二号様式中「山口県農林総合技術センター許可事項変更許可申請書」を「山口

外一 8) 設使用許可事項変更許可申請書」に改める。

第六条の見出し中「使用」を「施設の使用」に改める。

の次に次の二条を加える。 第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条

(機器の使用の許可の申請)

第十条 農林総合技術センターの機器を使用しようとする者は、山口県農林総合技術セ ンター機器使用許可申請書(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(機器の使用の許可等)

第十一条 合技術センター施設使用許可申請書」以、 別記第一号様式中「山口県農林総合技術センター使用許可申請書」を「山口県農林総 に対して通知する。 をし、その結果を当該山口県農林総合技術センター機器使用許可申請書を提出した者 の提出があった場合において、その内容を審査の上、使用を許可するかどうかの決定 知事は、前条の規定により山口県農林総合技術センター機器使用許可申請書 「の伸用」を「の潜影の使用」に改める。

第3号様式 (第10条関係)

ンター使用許可申請書又は山口県農林総合技術センター許可事項変更許可申請書」を

「山口県農林総合技術センター施設使用許可申請書又は山口県農林総合技術センター施

山口県農林総合技術センター機器使用許可申請書

併

压

Ш

四

山口県知事 蒸

申請者 Ĥ

严

郵便番号

氏 位

(電話 E

絁

林総合技術センター規則第10条の規定により申請します。 下記のとおり農林総合技術センターの機器の使用の許可を受けたいので、山口県農

ナータゴバゼニザン・	その他参考とな事	使 用	使用責任	使用の	使用しようと する機器	
4月77日夕	なるべき 項	人員	者氏名	目的	使用期間	名称
年分27 2 4 4 7 7 7 7 7 4 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7		λ			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	

注 申請者の住所及の氏名は、法人にあっては、その主にる事務所の所任地里のに名称及の代表 者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

口

附 則



この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

山口県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県議会議長 柳 居 俊

学

山口県議会規則第一号

山口県議会会議規則の一部を改正する規則

第百十五条中「、印刷して」を削る。 目次中「第百二十条」の下に「・第百二十一条」を加える。 山口県議会会議規則(昭和三十一年制定)の一部を次のように改正する。

第百二十条を第百二十一条とし、第十七章中同条の前に次の一条を加える。

第百二十条 議長は、この規則の規定(第二十七条(投票用紙の配布及び投票箱の点 が定めるものをいう。)により議員(第百十五条(会議録の配布)の会議録にあつて 検)の規定を除く。)により配布する文書の記載内容と同一の内容を電磁的方法(電 (配布に代わる措置) て、これらの文書の配布に代えることができる。 子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長 議員及び関係者)が閲覧することができる状態に置く措置を講ずることをもつ

Щ

この規則は、令和五年六月一日から施行する。

五.

令和五年三月十四日発行 令和五年三月十四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁